

アンケートに寄せられたご意見への回答

1 駐車場について

①木工房から駐車場が離れており不便

芸術の森は複合施設であり、ご利用施設ごとに駐車場をご用意することはできませんが、搬出入時には、木工房裏の業務用駐車場に一時停車が可能です。また、夜間区分に限り、安全上の観点から工房裏への駐車が可能です。

②駐車料金が高いため年間パスポートの新設や割引をしてほしい

駐車料金 500 円とは別に、芸術の森では駐車回数券を発行しております。

この駐車回数券について、都市公園条例に定める芸術の森の駐車回数券料金は 2,500 円ですが、貸工房など芸術の森を頻繁に利用される方のご意見をもとに、平成 20 年に 6 枚 1,000 円といたしました。15 年以上が経過し、さまざまな状況の変化に対応し芸術の森の安定的運営を理由として、令和 6 年 4 月に料金を 1,500 円に改定しましたが、この改定にかかつては、外部有識者やマスコミ、施設利用団体などで構成される芸術の森運営協議会の議論を経て、コロナによる入園の落ち込みが回復基調となった令和 5 年秋に改定、半年間の周知期間を経た令和 6 年 4 月に運用を開始しております。

1 回あたり 83 円の増額については、ご理解いただきたく存じます。

また、年間パスポートの導入について現在検討しておりませんが、木工房だけでなく芸術の森全体でニーズがあれば、検討させていただきたいと考えます。

③短時間の訪問の場合は駐車料金をとらないでほしい

30 分以内に出庫いただける方については、一旦いただいた料金を返金できる運用となっております。

2 大型製材機/加工機について

①利用承認されていない利用者に、有料でもいいので代行してほしい

令和 6 年 3 月 1 日付で通知しましたとおり、代行は以下の限定的な対応とし、自立したご利用を促しているところです。

現在の代行基準は、大型製材機の利用承認を得ている利用者の作業が危険と判断される場合、また、大型製材機の利用を認めていない利用者で、製材作業を経ないために木工作业そのものが中断してしまう場合に、木工房職員の判断により代行します。いずれの場合も、製材作業に限定し短時間の作業代行とします。また、代行の予約受付は行いません。なお、作業代行が長時間に及ぶ場合や大型製材機以外の代行は木工自由制作相談室をご案内しています。

②自分のペースで作業したいため先取りは希望があるとき以外やめてほしい

帯鋸の先取りについて、作業の安全性の観点から、利用時には職員が先取り対応することを基本としています。自動かな盤の先取りについては、他の利用者の作業との関係がありますので、必ずしもいつも先取りとは限りませんが、考え方としては、複数の利用者が自動かな盤の使用を予定している場合、効率的な利用が望まれますので、作業補助やアドバイスを行うことによって、次の利用者を待たせないための配慮の一環で先取り対応することがあります。自分のペースで行いたいとのご意見を尊重しつつ、他の利用希望者がいる場合は、その方々との折り合いもまた必要であることについてご理解いただきたいと考えているところです。

③大型製材機安全講習会後に作業はできるのか？

このご質問は、講習会後に引き続き機械加工室を使用したいというご意見に対する回答とさせていただきますが、現在の安全講習会は 16 時までのカリキュラムとしています。夜間区分に機械加工室は使用できないため、講習会後の作業時間はございません。

また、講習会後の夜間区分の工作室の使用については、講習会の後片付けも含め 17 時までに完了することができれば、可能性がないわけではありませんので、検討してまいります。

④自動かな盤のメーカー点検を定期的にしてほしい

メーカーの点検ではありませんが、保守業者による点検を毎年 6 月に実施しております。メーカーによる純正サービスによらずとも保守水準は確保されていると考えています。また、適宜、職員によって状態を確認しておりますが、お気づきの点がございましたらその都度お知らせくださいますようお願いいたします。

⑤大型製材機安全講習会の数を増やしてほしい

これまでの大型製材機の利用状況をもとに、月例 3 名を定員とすれば十分現在の利用者数に対応できると判断しております。昨年秋頃まで講習会受講が進まず、年度末の駆け込み受講により空き待ちとなった方がおりますが、受講の必要性についても浸透しており、今年度は順調に講習会へ参加している状況がございますので、しばらくは現在の開催頻度のままで良いと考えています。

⑥夜間の機械加工室の利用を認めてほしい

労働安全衛生法では、5 台の大型製材機を備えている木工房では、貸し出しにおいて木材加工機械作業主任者が直接監督する作業環境の中で施設の利用を行うことと定めています。このため、職員が不在となる夜間においては機械加工室の貸し出しを行っておりません。ご不便をおかけしますが、ご理解をよろしくお願いいたします。

⑦木工旋盤を1日のうち時間で区切って複数人に貸し出してほしい

木工旋盤は作業の性質上、ひとたび利用すると長時間に及ぶ加工機と理解しています。このため、利用者の公平な機会の確保の観点から、令和6年4月より予約数の制限を設けることといたしました。この運用をもってしてもお待ちいただくこともあり、ご不便をおかけしますが、今しばらくは現在の運用を継続したいと考えております。

⑧ボール盤、スライドマルノコ、サンダーなど長時間の利用がある場合に、短時間作業で済む利用者が先に作業できる運用にしてほしい

作業内容によっては、特定機械を長時間利用する場合があります。短時間作業の方が先に使用すればスムーズな加工機の使用に繋がることについては十分理解できます。共用機械の利用状況と照らして運用方法について検討いたします。

⑨ルータースタンドを最新のものにしてほしい

ルータースタンドの台を純正品に取替えたところ、多くの利用者から以前の方が使いやすいものであったとご意見をいただき、結果的に元の台に戻したことが過去にございました。それぞれに使い勝手がありますので、新規に工具などを導入する場合は、ご利用の皆様のご意見も踏まえながら判断していきたいと考えています。

⑩木工用の木工旋盤に入れかえてほしい。また、チャックの種類を増やしてほしい

木工房の木工旋盤は木工・鉄鋼の両用であるため、木工用として利用可能です。現在、2種類のチャックがございます。今後、同様のご要望が多数寄せられるような場合、新しい種類の導入については、十分に検討を重ねたうえで判断していきたいと考えています。

⑪昇降盤で板材を5mm10mm幅で小割する作業が危険であるため不可とされたが、できるようにしてほしい

安全カバーの幅より小さい板幅のため危険であり、安全カバーが十分に機能しない作業はお断りしております。木工加工用機械のカバー設置は、労働安全衛生規則で定められた安全確保措置であるため外すことはできません。

小割の作業については使用している材の状況によっても安全な加工方法が異なるため、その都度ご相談ください。なお、木工房の設備やご希望の加工内容によっては、ご要望に必ずしも応えられない場合もございますことをご了承ください。

3 講習会

① 土日や夜遅くに工房を利用したい。特に土日は予約が取りにくい

木工房では、貸工房と講習会を行っており、子どもたちや日ごろ木工作業をしたことがない方にも広く参加いただけるよう、月に数回は土日祝日に講習会を実施しています。平日ほど貸工房としてご利用いただけませんが、ご理解をよろしく願いいたします。

夜間区分については、木工房を昼区分に利用経験のある方はご予約いただけます。木工房職員から利用手順をご説明しておりますので、ご不明な点などございましたらお問い合わせください。

② 近年講習会が増え利用可能日が実質減となっている。講習会当日の夜間の貸館開放をしてほしい。

木工房では、貸工房と講習会双方を事業の両輪として運営しております。講習会日数は、コロナ禍で激減して以来、ようやく以前の状況に戻ってきたところです。貸工房ご利用の皆様には、制作スケジュール計画の参考としていただくため貸工房と講習会日数の内訳を、令和5年度の意見交換会を経て、令和6年度から公開しておりますのでご活用ください。

現在、講習会開催時は夜間の貸工房を受付していませんが、講習会内容を確認して可能な場合の夜間貸出について検討いたします。

③ 木工自由制作相談室を値下げしてほしい

受講料には工房利用料金及び有料備品利用料金（合計1,700円相当）を含んでおりますが、従来の受講料には制作や技術向上に関する指導料が含まれていなかったことから、これを加味して、令和6年4月より、1,500円から2,500円に見直しさせていただきました。ご理解を賜りますようお願いいたします。

④ 大人向けの講習会、大型製材機の使い方を学べる講習会を開催してほしい

芸術の森では、子どもや初心者を対象とした普及を目的とする講習会から中級・上級者向けの講習会など、習熟度に応じた多様な講習会を開催することを事業の基本方針に掲げております。受講ニーズを探りながら、基本方針に沿った事業展開を検討して参ります。一方で、大型製材機が使用できるような講習会の開催については以前よりリクエストのあるところですが、これについては限定的な運用をとっています。

大型製材機の使用に関しては専門教育機関で設けているカリキュラムと同等レベルを芸術の森木工房で確保することは困難であると判断し、大型製材機の新規利用者を芸術の森が開催する講習会から育成することはしていません。しかし、大型製材機のうち相対的に危険リスクが小さい手押しと自動の両かなな盤については、木工自由制作相談室の中で個別指導を繰り返し行い、その上で、作業技術が身についていると判断できる方については、大型製材機安全講

習会を受講の上、作業できるように昨年の春に運用改正したところです。
大型製材機についてはこのような事情で運用を限定しています。
あわせて、現在の利用者の安全教育の必要性はございますので、昨年度より大型製材機安全講習会を始めたところです。

⑤講習会の案内をホームページで見られるか。または送ってもらえないか

講習会の情報はホームページで公開しております。クラフト工房、木工房など園内にも各月の講習会お知らせチラシを配架しておりますが、郵送料が年々値上りしている昨今の状況を鑑み、個別でのチラシ郵送は行っておりません。札幌中心部の市民交流プラザにチラシを配架していますので、ご活用ください。また、講習会予約専用サイトからお申し込み歴のある方には、メールマガジンで講習会情報を定期的にお知らせしております。

⑥木工に関する本の貸出をしてほしい

ご意見ありがとうございます。対応できるかも含めて検討していきます。

4 運用について

①鋸刃など消耗品を工房内で販売してほしい

制作物や作業内容によって必要な刃物の仕様や消耗品が異なることから、工房内での販売は行っておりません。また、作業にかかる消耗品や刃物の選定も木工の作業の一部と考えています。加工機との適正もございますので、刃物など物品購入の際は、工房職員にお気軽にご相談ください。

②木工房で使える工具の一覧がほしい

芸術の森ホームページで公開していますが、最新の情報とするよう修正・整理を進めています。

③昼休憩を木工房内でとりたい。昼食時間であっても作業したい

令和5年に2度開催した意見交換会を経て整理させていただき、令和6年3月1日付で通知しましたとおり、工房内での昼食は原則、禁止しております。木工房では職員の昼休憩時間を設けておりますが、工作室での軽作業は可能です。利用者それぞれの時間帯で作業いただけることから、お昼の時間であっても工作室で作業をする方もおられます。その場合、工房内で食事をする事で本来の目的である木工作业がしにくい状況になってしまうことを懸念し、工房内ではなくクラフト工房ロビー等での食事をお願いしています。

④昼夜間にわたる長時間の連続利用及び管理者不在の夜間利用は問題があるのではないか

木工房で長時間作業をご予定の方はもとより、昼区分のみの方も、作業に際してはご自身の体調を十分考慮し、適宜休憩をとりながら無理のない制作を勧めております。

夜間利用についてはコロナを契機として工房貸出を行わない期間が生じ、この間、夜間利用における安全管理体制について検討が進められました。この結果、職員を夜間配置することが労働環境の側面、効率的な管理体制の側面から困難であると判断し、現在は、令和4年7月16日付通知に示しておりますように、加工機械の危険度に応じて利用制限を設けることで対応しております。

また、万が一の事故発生に備え、監視カメラのほか、警備室直通のインターフォンを設置し、事故発生時の救急体制とすることとしました。

昼区分とは異なる運用ではございますが、利用者サービスを可能な限り損なわず安全に配慮し、かつ管理体制として継続可能な運用であると考えております。

⑤予約から受付までは木工房で一元化してほしい

クラフト工房周辺の工房については、貸工房にかかる売上管理を一元化し事務を効率化させることを優先しているため、工房での予約を受付けておりません。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

⑥木工を通して楽しい交流の場となっていないため、作品発表会等交流の場を増やしたらどうですか

貸工房利用者、講習会参加者に日ごろの成果を発表する場を設け、展示を通じた異なる分野の出展者相互の交流を促すことを目的として、今年度「森から生まれたクラフト展」を工芸館で開催予定です。利用者相互の交流の場として活用いただければと考えております。

⑦製材中の木材を翌日まで置いておきたい

令和5年6月に行った意見交換会及びアンケートのご意見を踏まえ、持込物をご自身で管理いただくことが基本であることから都度お持ち帰りいただくこと、但し、残置要件に該当すると職員が認めた場合は申請により残置可能であることを、令和5年9月28日付で通知いたしました。残置は全く不可能ではなくご事情が認められる場合には対応しておりますので、ご希望の方は、その都度、木工房職員にご相談ください。

⑧塗装場所がないことについて

刺激臭がしない塗装については工作室の作業台で塗装可能です。また、刺激臭を伴う塗装作業については屋外での作業や他の利用者への影響を鑑みて専用利用を推奨しております。

塗装場所がなく不便ではございますが、他の利用者へ配慮いただきながら運用により対応しておりますので、ご理解いただきたく存じます。

⑨夜間区分の最終退出者の動きがわからなかった

夜間区分をご利用の方には、木工房職員から退出の手順をご説明しておりますが、手順が曖昧になった際にご確認いただけるように利用終了時の流れを木工房内に掲示してまいります。

⑩細かい木くずが舞っているので換気してほしい

適宜、換気に努めておりますが、著しく粉塵が舞う作業がある方には専用利用を促しております。また、一般的な木工作業において出る木くずについては完全に排除するのが難しいため、気になる方はマスク等で予防いただくか専用利用をお勧めすることがございます。

⑪インターネットで予約状況を確認したい

芸術の森ホームページで予約状況を公開しております。リアルタイムでの更新ではないため、最新の空き状況については、お手数ですが電話にてお問い合わせください。

⑫工具の使い方を毎回、説明してほしい

操作方法について、新規利用の方には木工房で有している設備の紹介と作業内容に応じた使用予定の機械について一通り説明しておりますが、その後も機械の使い方についてはお声がけいただければ説明いたします。但し、作業目的によっては職員が付きっきりとなってしまう、貸工房では対応できなくなるような場合は、木工自由制作相談室をご案内させていただきます。

以上